

海上自衛隊旗章規則を次のように定める。

昭和30年12月27日

防衛庁長官 船 田 中

海上自衛隊旗章規則

改正	昭和36年6月12日海自訓第26号	昭和55年3月13日海自訓第17号	平成16年4月8日海自訓第38号
	昭和36年9月1日海自訓第50号	昭和55年7月18日庁訓第31号	平成18年3月27日庁訓第12号
	昭和37年7月26日海自訓第20号	昭和56年2月10日庁訓第1号	平成18年3月30日海自訓第29号
	昭和37年8月10日海自訓第22号	昭和56年7月15日海自訓第43号	平成19年1月5日庁訓第1号
	昭和37年12月21日海自訓第28号	昭和61年3月13日海自訓第4号	平成20年3月25日省訓第12号
	昭和37年12月27日海自訓第29号	平成元年3月23日海自訓第18号	平成21年7月17日省訓第44号
	昭和40年2月1日海自訓第7号	平成5年3月19日海自訓第6号	平成27年11月27日省訓第51号
	昭和40年10月13日海自訓第19号	平成6年10月6日海自訓第31号	
	昭和42年7月26日庁訓第14号	平成9年1月17日庁訓第1号	
	昭和45年2月6日海自訓第3号	平成10年3月10日海自訓第4号	
	昭和45年9月28日海自訓第21号	平成12年3月3日海自訓第6号	
	昭和46年4月1日海自訓第13号	平成13年6月29日海自訓第36号	
	昭和47年3月14日庁訓第3号	平成13年11月2日庁訓第76号	
	昭和53年6月28日海自訓第15号	平成14年3月22日海自訓第33号	
	昭和53年12月14日庁訓第36号	平成14年3月29日庁訓第39号	

目次

第1章 総則

第2章 旗章の掲揚

第1節 通則

第2節 国旗の掲揚

第3節 自衛艦旗の掲揚

第4節 内閣総理大臣旗等の掲揚

第5節 指揮官旗の掲揚

第6節 先任旗の掲揚

第3章 満艦飾、艦飾及び電燈艦飾

第4章 雑則

附則

第1章 総則

(この訓令の趣旨)

第1条 海上自衛隊において使用する旗章の種類、制式、掲揚方法等については、別に定めのある場合のほか、この訓令の定めるところによる。

(海上自衛隊において使用する旗章)

第2条 海上自衛隊において使用する旗章は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国旗
- (2) 自衛艦旗
- (3) 内閣総理大臣旗
- (4) 防衛大臣旗
- (5) 防衛副大臣旗

- (6) 統合幕僚長旗
- (7) 海上幕僚長旗
- (8) 海将旗
- (9) 海将補旗
- (10) 代将旗
- (11) 隊司令旗 (甲)
- (12) 隊司令旗 (乙)
- (13) 長旗
- (14) 先任旗

2 天皇旗、摂政旗及び皇族旗の海上自衛隊における使用については、別に定める。

3 外国の旗章は、外国の祝日等に際して、満艦飾を行なう場合、礼砲を実施する場合その他海上幕僚長が国際儀礼上必要と認める場合に使用するものとする。この場合において使用する旗章は、当該国の軍艦旗とし、当該国に軍艦旗の制度がないときは、その国旗とする。

4 第1項第8号から第13号までに掲げる旗章は、「指揮官旗」と総称する。

5 第1項第3号から第10号までに掲げる旗章の序列は、記載の順序によるものとする。
(海上幕僚長旗等の制式)

第3条 海上幕僚長旗、指揮官旗及び先任旗の制式は、別図のとおりとする。

(定義)

第4条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「自衛艦等」とは、海上自衛隊の使用する船舶のうち自衛艦及び支援船（無機力支援船、保管船及び次号に掲げる支援船を除く。）をいう。
- (2) 「短艇」とは、海上自衛隊の使用する船舶の支援船のうち、交通船及び機動船をいい、自衛艦等のとう載艇を含むものとする。
- (3) 「メインマスト」とは、自衛艦等の有するマストのうち最高のをいい、高さの等しいマスト2以上を有するものにあつては、そのうち艦尾又は船尾に最も近いものをいう。
- (4) 「航海中」とは、自衛艦等又は短艇が水上にある場合において、出港の時（投みよう中の最後のいかりが水底を離れたとき又は係留用浮標若しくは陸岸等に係止中の最後のもやいを離れたときをいう。）から入港の時（投みようした最初のいかりが水底に達したとき又は係留用浮標若しくは陸岸等に最初のもやいを係止したときをいう。）までの間をいう。
- (5) 「停泊中」とは、入港の時から出港の時までの間及びドックにある間をいう。

第2章 旗章の掲揚

第1節 通則

(掲揚位置)

第5条 旗章は、特別の事情ある場合のほか、定められたマスト若しくは旗ざおの最上部又はヤードに、開いて引き揚げるものとする。

(掲揚方法)

第6条 第2条第1項第3号から第13号までに掲げる旗章は、次条第1項に定める場合を除き、同一の自衛艦等若しくは短艇又は建物においては、序列の最上位のもの又は最上級者に対するもののみを掲げるものとする。

第7条 自衛艦等においては、第2条第3号から第7号までに掲げる旗章（以下「内閣総理大臣旗等」という。）と指揮官旗とを同時に掲揚することができる。この場合においては、内閣総理大臣旗等のうちその序列の最上位のものと指揮官旗のうち序列の最上位のもの又は最上級者に対するものとをメインマストに併揚するものとする。

（掲揚の位置の変更及び掲揚の省略）

第8条 自衛艦等又は短艇において、船体の構造その他により、旗章の掲揚が困難な場合は、指揮官は、便宜旗章の掲揚位置を変更することができる。

2 潜水艦（練習潜水艦を含む。以下同じ。）は、潜航する場合、旗章を掲揚しないことができる。

3 エアクッション艇は、海上自衛隊の使用する艦船等の塗粧及び着標に関する訓令（昭和32年海上自衛隊訓令第35号）第13条の規定に基づき艇体外部に自衛艦旗を表す標識を施した場合、旗章を掲揚しないことができる。

（掲揚時期の統一）

第9条 2隻以上の自衛艦等が同一の場所に停泊し、又はともに航海する場合の、国旗及び自衛艦旗並びに満艦飾又は艦飾の掲揚及び降下は、所在の先任指揮官の乗艦及び乗艇する自衛艦等にならうものとする。

2 2以上の陸上の部隊又は機関が、同一の場所にある場合の国旗の掲揚及び降下は、相互に調整のうえ、せい一に行なわなければならない。

（半旗）

第10条 自衛艦等において葬送式を行う日及び海上幕僚長の特に定める日においては、国旗及び自衛艦旗は、半旗として掲揚するものとする。

2 半旗の掲揚及び降下は、一旦全揚した後これを行なうものとする。

3 第1項の場合において、外国艦船が自衛艦等の近傍に停泊しているときは、防衛大臣が、別途外交機関を通じて通報する場合のほか、所在の先任指揮官は、その旨を当該外国艦船に通報するものとする。

第2節 国旗の掲揚

（自衛艦の場合）

第11条 自衛艦は、次の各号に掲げるところにより、国旗を掲揚しなければならない。

（1）停泊中にあつては、第15条第1項第1号の規定により自衛艦旗が掲揚されている間（同号ただし書の規定により自衛艦旗が掲揚される場合を除く。）、艦首の旗ざおに掲揚する。

（2）航海中にあつては、指揮官が特に国籍を表示する必要があると認めた場合にのみメインマストに掲揚する。

2 前項第2号の場合において国旗と内閣総理大臣旗等又は指揮官旗とを併揚するときは、国旗は、右げんの方に掲揚するものとする。

（支援船等の場合）

第12条 乗員が常時乗り組んでいる支援船は、次の各号に掲げる期間、船尾の旗ざおに国旗を掲揚しなければならない。

（1）停泊中にあつては、午前8時から日没までの時間

（2）航海中にあつては常時

2 乗員が常時乗り組んでいない支援船（無機力支援船及び保管船を除く。第5項において同じ。）

及び支援船とう載艇は、乗員が乗り組んだ場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、船尾の旗ざおに国旗を掲揚しなければならない。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める国民の祝日及び自衛隊記念日にあつては午前8時から日没までの時間
 - (2) 第4節又は第5節の規定により、第2条第1項第3号から第11号までに掲げる旗章を掲揚している場合
 - (3) 満艦飾又は艦飾を実施中の自衛艦等の近傍にある場合
 - (4) 儀式の場合
 - (5) 隊員のひつぎ又は遺骨を移送する場合
 - (6) 港外を航行する場合
- 3 前2項の場合以外の場合であつても、指揮官が必要であると認めた場合には国旗を掲揚することができる。
- 4 無機力支援船にあつては、指揮官が特に必要があると認めた場合国旗を掲揚することができる。
- 5 支援船は、自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第6章の規定に基づき行動中又は法附則第8項の規定に基づき活動中である場合は、停泊中においても常時、国旗を掲揚するものとする。

第13条及び第14条 削除

第3節 自衛艦旗の掲揚

（自衛艦の場合）

第15条 自衛艦は、次の各号に掲げる時間、艦尾の旗ざお（潜水艦が航海中である場合にあつてはセール上部の旗ざお）に自衛艦旗を掲揚しなければならない。ただし、乗員が常時乗り組んでいない自衛艦にあつては、当該乗員の乗り組むときに限り掲揚するものとする。

- (1) 停泊中にあつては、午前8時から日没までの時間。ただし、自衛隊の使用する船舶以外の船舶で旗章を掲げたものが自衛艦の近傍を航行する場合においては、旗章を識別できる間、自衛艦が外国港湾に停泊中の場合においては、必要に応じ何時でも掲揚するものとする。
- (2) 航海中にあつては、常時

2 第12条第5項の規定は、自衛艦における自衛艦旗の掲揚について準用する。

（武力行使等の場合）

第15条の2 法第76条第1項の規定により出動を命ぜられた自衛艦が、武力を行使する場合には、自衛艦旗をメインマストに掲揚するものを例とする。

2 前項の規定は、自衛艦が戦闘訓練を行なう場合に準用する。

（自衛艦とう載艇の場合）

第16条 水上にある自衛艦とう載艇は、第12条第2項各号のいずれかに該当する場合及び同条第5項に該当する場合並びに次の各号のいずれかに該当する場合には、艇尾の旗ざおに自衛艦旗を掲揚するものとする。

- (1) 儀式の場合
- (2) 外国の艦船と交通する場合
- (3) 外国港湾にあつては自衛艦に係留されていない場合
- (4) 法第6章の規定に基づき行動中又は法附則第8項の規定に基づき活動中の場合

2 前項以外の場合であつても、指揮官が必要と認めた場合には、自衛艦とう載艇が水上にある場合に、自衛艦旗を掲揚することができる。

(自衛艦とう載艇以外の短艇の場合)

第17条 自衛艦とう載艇以外の短艇は、外国の艦船と交通する場合に限り、船尾の旗ざおに自衛艦旗を掲揚することができる。

第4節 内閣総理大臣旗等の掲揚

(掲揚方法)

第18条 内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗、統合幕僚長旗又は海上幕僚長旗は、内閣総理大臣、防衛大臣、防衛副大臣、統合幕僚長又は海上幕僚長が公式に自衛艦等又は短艇に乗艦又は乗艇(以下「乗艦」という。)する場合、乗艦から退艦又は退艇(以下「退艦」という。)までの間、その乗艦する自衛艦等のメインマスト又は短艇の艇首の旗ざお(マストを有する短艇にあつてはマスト)に掲揚するものとする。

2 内閣総理大臣、防衛大臣、防衛副大臣、統合幕僚長又は海上幕僚長が公式に短艇で自衛艦等に乗艦するときは、短艇着艦と同時に自衛艦等に内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗、統合幕僚長旗又は海上幕僚長旗を掲揚するとともに、短艇の当該旗章を降下するものとし、短艇で退艦するときは、短艇発艦と同時に短艇に内閣総理大臣旗、防衛大臣旗、防衛副大臣旗、統合幕僚長旗又は海上幕僚長旗を掲揚し、自衛艦等の当該旗章を降下するものとする。

第5節 指揮官旗の掲揚

(海将旗及び海将補旗)

第19条 海将旗又は海将補旗は、掃海隊群司令、護衛隊群司令又は練習艦隊司令官たる海将又は海将補の乗り組んでいる自衛艦にその階級に従い、これを掲揚するものとする。

2 自衛艦隊司令官、護衛艦隊司令官、航空集団司令官、潜水艦隊司令官、地方総監、教育航空集団司令官、海上訓練指導隊群司令、航空群司令、潜水隊群司令、情報業務群司令、開発隊群司令、教育航空群司令、通信隊群司令又は海洋業務・対潜支援群司令が海将又は海将補であるときは、当該司令部又は当該地方総監部に、その階級に従い海将旗又は海将補旗を掲揚するものとする。

第20条 海将又は海将補が、演習統裁、検閲、巡視又は観艦式における観閲のため自衛艦等に乗艦する場合及び前条第2項の海将又は海将補が、その指揮下にある自衛艦等に乗艦して部隊の指揮をとる場合においては、乗艦から退艦までの間、当該自衛艦等にその階級に従い海将旗又は海将補旗を掲揚するものとする。

2 前条第2項の海将又は海将補が前項の規定によりその乗艦に海将旗又は海将補旗を掲揚する場合は、当該司令部又は当該地方総監部の当該旗章を降下するものとする。

(代将旗)

第21条 代将旗は、掃海隊群司令、護衛隊群司令又は練習艦隊司令官たる1等海佐の乗り組んでいる自衛艦に、及び海上訓練指導隊群司令、航空群司令、潜水隊群司令、情報業務群司令、開発隊群司令、教育航空群司令、通信隊群司令又は海洋業務・対潜支援群司令が1等海佐であるときは当該司令部に、掲揚するものとする。

2 航空群司令、潜水隊群司令又は海洋業務・対潜支援群司令たる1等海佐が、部隊の指揮をとるため又は検閲若しくは巡視のため、その指揮下にある自衛艦等に乗艦する場合においては、乗艦から退艦までの間、その自衛艦等に代将旗を掲揚するものとし、その場合は当該司令部の当該旗

章を降下するものとする。

(隊司令旗(甲)及び隊司令旗(乙))

第22条 隊司令旗(甲)は、護衛隊司令、輸送隊司令、海上補給隊司令、海上訓練支援隊司令、潜水隊司令、練習潜水隊司令、掃海隊司令、ミサイル艇隊司令又は練習隊司令(以下この項において「隊司令」という。)のうち、編成上1等海佐をもつて充てることとされている隊司令の乗り組んでいる自衛艦に、隊司令旗(乙)は、編成上2等海佐以下をもつて充てることとされている隊司令の乗り組んでいる自衛艦に掲揚するものとする。

2 基地隊司令、警備隊司令又は防備隊司令が、自衛艦等に乘艦して部隊の指揮をとる場合又は検閲若しくは巡視のため、その指揮下にある自衛艦等に乘艦する場合においては、乗艦から退艦までの間、その自衛艦等に隊司令旗(甲)を掲揚するものとする。

(特別部隊指揮官の旗章)

第23条 法第22条第1項及び第2項の規定に基づき海上自衛隊の使用する船舶をもつて編成された特別部隊の指揮官は、海上幕僚長の定めるところにより、その乗り組んでいる船舶に第2条第1項第8号から第12号までに規定する旗章のいずれかを掲揚するものとする。

(掲揚方法)

第24条 指揮官旗(長旗を除く。)は、別に定める場合又は当該指揮官が事故等によりその職務をとることができない場合を除き、常時掲揚するものとする。

第25条 第19条から第22条までの規定によりその乗り組んでいる自衛艦等に指揮官旗を掲揚すべき海上自衛官若しくは艦長又はその他の海将又は海将補である自衛官が、次の各号の一に該当する場合において、公式に短艇に乗艇するときは、乗艇から退艇までの間、その階級又は職に従い、指揮官旗を掲揚するものとする。

- (1) 演習統裁、検閲、巡視又は訪問の場合
- (2) 着任又は離任の場合
- (3) 外国の艦船又は官庁を訪問する場合
- (4) 部下の短艇に乗艇して部隊を指揮する場合

2 前項の規定により短艇に指揮官旗を掲げて自衛艦等に乘艦し又は退艦する場合その自衛艦等の指揮官旗の掲揚及び降下の要領は、第18条第2項の規定に準ずるものとし、その自衛艦等に当該指揮官旗を掲揚しないときにおいては、短艇着艦と同時に短艇の指揮官旗を降下し、短艇発艦と同時に再び掲揚するものとする。

(長旗)

第26条 個々の自衛艦等を指揮する者が、幹部海上自衛官である場合には、当該自衛艦等に長旗を掲揚するものとする。ただし、乗員が常時乗り組んでいない支援船にあつては、第12条第2項及び第5項の規定に基づき国旗を掲揚する場合に限り掲揚するものとする。

第27条 第2条第1項第6号から第11号までの旗章を掲げる幹部海上自衛官以外の幹部海上自衛官が公式に短艇に乗艇して外国の艦船又は官庁を訪問する場合には、長旗を掲揚するものとする。

(指揮官旗の掲揚位置)

第27条の2 指揮官旗は、自衛艦にあつてはメインマスト(潜水艦にあつてはセール後部の揚旗線又は旗ざお)に、短艇にあつては艇首の旗ざお(マストを有する短艇にあつてはマスト)に、陸上の部隊にあつては構内の旗ざおに掲揚するものとする。

第6節 前任旗の掲揚

(前任旗)

第28条 前任旗は、2隻以上の自衛艦が地方総監部又は基地隊の所在地の港以外の港に停泊した場合において首席指揮官の所在を明らかにする必要があるときに、その者の乗艦の前マスト最上けた右げんの方に掲揚するものとする。

第29条 削除

第3章 満艦飾、艦飾及び電燈艦飾

(満艦飾又は艦飾を行う場合)

第30条 自衛艦及び海上幕僚長が定める支援船は、停泊中、次の各号に掲げる日の午前8時から日没までの時間及び海上幕僚長が特に必要と認める場合、満艦飾を行うものとする。ただし、第7号の場合にあつては、観艦式に参加する自衛艦又はその近傍に停泊している自衛艦等に限るものとする。

- (1) 建国記念の日
- (2) 天皇誕生日
- (3) 憲法記念日
- (4) 海の日
- (5) 文化の日
- (6) 自衛隊記念日
- (7) 観艦式を行なう日

2 前項の規定にかかわらず、満艦飾を実施する日に、演習若しくは訓練のため特別の水域に停泊中の自衛艦等、修理中の自衛艦等又は海上幕僚長が構造上満艦飾を行なうことが適当でないと認める自衛艦にあつては、同項の定める時間、満艦飾に代えて艦飾を行なうものとする。

3 支援船(第1項の規定に基づき満艦飾を行なう支援船を除く。)は、停泊中乗員が乗り組んだ場合において、第1項各号に掲げる日の午前8時から日没までの時間及び海上幕僚長が特に必要と認めるとき、艦飾を行なうものとする。ただし、第1項第7号の場合にあつては、観艦式に参加する自衛艦の近傍に停泊しているときに限るものとする。

4 自衛艦等が満艦飾又は艦飾を行うべき際において外国艦船が本邦の港湾内又は自衛艦等の近傍に停泊している場合は、防衛大臣が別途外交機関を通じて通報する場合を除くほか、所在の前任指揮官は、自衛艦等が満艦飾又は艦飾を行う旨を当該外国艦船に通報するものとする。ただし、防衛大臣が特に必要と認めて一部の自衛艦等のみについて満艦飾又は艦飾を行う場合においては、当該自衛艦等の近傍に停泊している外国艦船に対してのみ通報するものとする。

5 法第6章の規定に基づき行動中又は法附則第8項の規定に基づき活動中の自衛艦等は、前各項の規定にかかわらず、満艦飾及び艦飾を行わない。

(満艦飾及び艦飾の方法)

第31条 満艦飾を行うときは、各マストの最上部に自衛艦旗(支援船にあつては国旗。以下この条において同じ。)を掲揚し、かつ、各マストにわたり、艦首から艦尾に信号旗を連揚するものとし、艦飾を行うときは、各マストの最上部に自衛艦旗を掲揚するものとする。

(外国の祝日等)

第32条 自衛艦等は、外国の港湾内又は外国艦船の近傍に停泊している場合において祝日等のため

当該国の艦船が満艦飾又は艦飾を行う旨当該国から通報を受けたときは、これにならい満艦飾又は艦飾を行うものとする。

- 2 自衛艦等が、外国の港湾に入港した際、祝日等のため当該国又はその他の外国の艦船が満艦飾又は艦飾を行なっている場合は、前項の通報がない場合においても、満艦飾又は艦飾を行なうことができる。
- 3 前2項の規定により満艦飾又は艦飾を行うときは、メインマストには、自衛艦旗又は国旗は掲揚せず当該国の旗章を掲揚するものとする。
- 4 前項の場合において当該国の旗章と内閣総理大臣旗等又は指揮官旗を併揚するときは、当該外国の旗章は、右げんの方に掲揚するものとする。

(満艦飾を行う時期)

第33条 満艦飾又は艦飾を行うべき日において、その掲揚時間中に入港する自衛艦等は、入港後直ちにこれを行い、満艦飾又は艦飾を実施中の自衛艦等が出港するときは、出港準備開始のときにこれを降下するものとする。

(びよう地の変更)

第34条 満艦飾又は艦飾を実施中の自衛艦等は、満艦飾又は艦飾のまま、びよう地を変更することができる。

(満艦飾又は艦飾の省略)

第35条 満艦飾又は艦飾を行うべき日において、天候その他の事情により、満艦飾又は艦飾を行うことが困難な場合は、所在前任指揮官は、艦飾をもつて満艦飾に代えさせ、又は満艦飾及び艦飾を省略させることができる。

(型式の標準)

第36条 満艦飾又は電燈艦飾の型式の標準は、海上幕僚長が定める。

(電燈艦飾)

第37条 電燈艦飾は、国家の大典、観艦式その他海上幕僚長の定める場合に行うものとする。

第4章 雑則

(礼砲実施の場合の旗章掲揚方法)

第38条 礼砲実施の際における旗章の掲揚方法については、別に定める。

(臨機の処置)

第39条 所在の前任指揮官は、旗章に関し、この訓令に定められていない事項について国際儀礼上処置する事項が生じた場合又はこの訓令の定めによつては国際儀礼上不均衡を生ずるおそれがあると認める場合において、防衛大臣の承認を求めるとまがないときは、国際慣例に従つて臨機の処置をとることができる。

(委任規定)

第40条 この訓令の実施に関し、必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和31年1月10日から施行する。
- 2 警備隊旗章規程（昭和28年警備隊訓令第3号）は、廃止する。

附 則（昭和36年6月12日海上自衛隊訓令第26号）

この訓令は、昭和36年6月12日から施行する。

附 則（昭和36年9月1日海上自衛隊訓令第50号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則（昭和37年7月26日海上自衛隊訓令第20号）

この訓令は、昭和37年7月26日から施行し、昭和37年7月1日から適用する。

附 則（昭和37年8月10日海上自衛隊訓令第22号）

この訓令は、昭和37年8月10日から施行し、同年8月1日から適用する。

附 則（昭和37年12月21日海上自衛隊訓令第28号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和38年1月1日から施行する。

附 則（昭和37年12月27日海上自衛隊訓令第29号）

この訓令は、昭和37年12月27日から施行する。

附 則（昭和40年2月1日海上自衛隊訓令第7号）

この訓令は、昭和40年2月1日から施行する。

附 則（昭和40年10月13日海上自衛隊訓令第19号）

この訓令は、昭和40年10月13日から施行する。

附 則（昭和42年7月26日防衛庁訓令第14号）

この訓令は、昭和42年7月28日から施行する。

附 則（昭和45年2月6日海上自衛隊訓令第3号）

- 1 この訓令は、昭和45年2月10日から施行する。

- 2 昭和45年4月30日までの間は、改正後の海上自衛隊旗章規則第23条（見出しを含む。）中「隊司令旗（乙）」とあるのは、「隊司令旗（甲）」と読み替えるものとする。

附 則（昭和45年9月28日海上自衛隊訓令第21号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日海上自衛隊訓令第13号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月14日防衛庁訓令第3号）抄

- 1 この訓令は、昭和47年3月17日から施行する。

附 則（昭和53年6月28日海上自衛隊訓令第15号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則（昭和53年12月14日防衛庁訓令第36号）

この訓令は、昭和53年12月14日から施行する。

附 則（昭和55年3月13日海上自衛隊訓令第17号）

この訓令は、昭和55年3月17日から施行する。

附 則（昭和55年7月18日防衛庁訓令第31号）

この訓令は、昭和55年7月18日から施行する。

附 則（昭和56年2月10日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、昭和56年2月10日から施行する。〔ただし書略〕

附 則（昭和56年7月15日海上自衛隊訓令第43号）

この訓令は、昭和56年7月15日から施行する。

附 則（昭和61年3月13日海上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、昭和61年3月19日から施行する。

附 則（平成元年3月23日海上自衛隊訓令第18号）

この訓令は、平成元年3月24日から施行する。

附 則（平成5年3月19日海上自衛隊訓令第6号）

この訓令は、平成5年3月22日から施行する。

附 則（平成6年10月6日海上自衛隊訓令第31号）

この訓令は、平成6年10月6日から施行する。

附 則（平成9年1月17日防衛庁訓令第1号）

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成10年3月20日海上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、平成10年3月11日から施行する。

附 則（平成12年3月3日海上自衛隊訓令第6号）

1 この訓令は、平成12年3月9日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に存する潜水艦から種別を変更した特務艦に関するこの訓令による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月29日海上自衛隊訓令第36号）

この訓令は、平成13年7月20日から施行する。

附 則（平成13年11月2日防衛庁訓令第76号）

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則（平成14年3月22日海上自衛隊訓令第33号）

この訓令は、平成14年3月22日から施行する。

附 則（平成14年3月29日防衛庁訓令第39号）抄

1 この訓令は、平成14年3月29日から施行する。

附 則（平成16年4月8日海上自衛隊訓令第38号）

この訓令は、平成16年4月8日から施行する。

附 則（平成18年3月27日防衛庁訓令第12号）抄

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月30日海上自衛隊訓令第29号）（抄）

1 この訓令は、平成18年4月3日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年3月25日防衛省訓令第12号）（抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成21年7月17日防衛省訓令第44号）（抄）

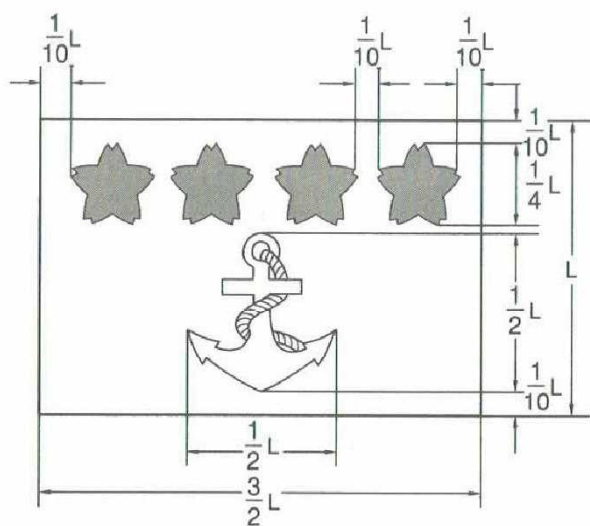
（施行期日）

1 この訓令は、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年法律第55号）の施行の日から施行する。

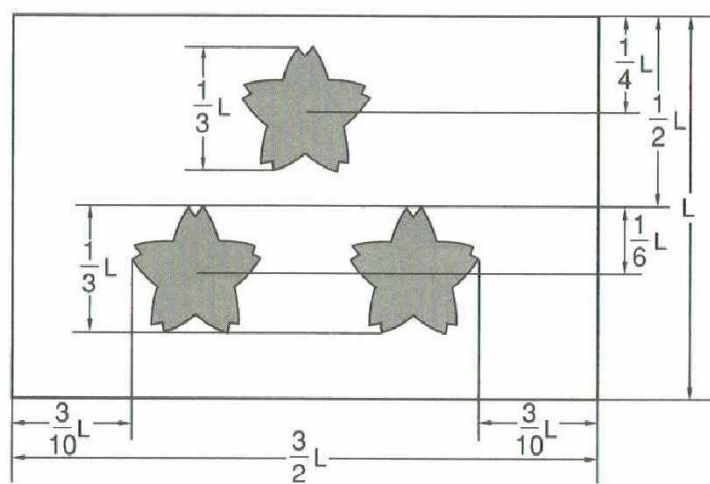
附 則（平成27年11月27日防衛庁訓令第51号）
この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

別図

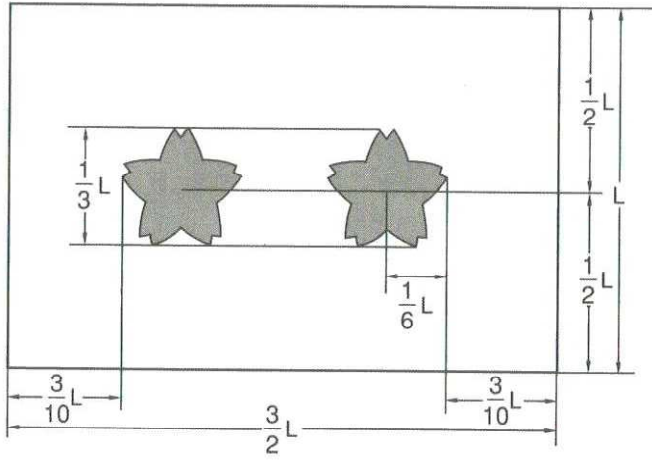
海上幕僚長旗



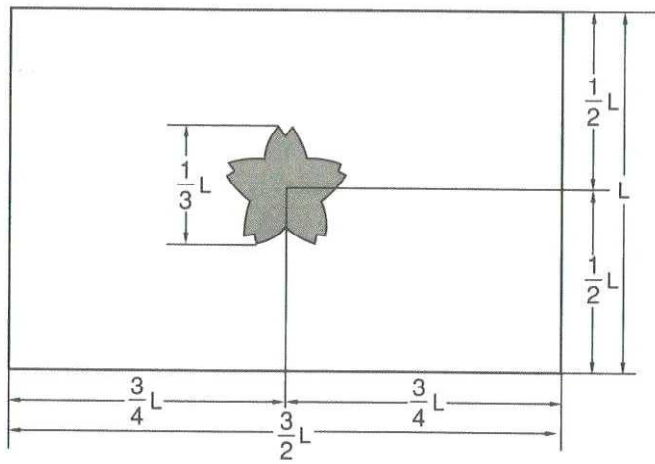
海将旗



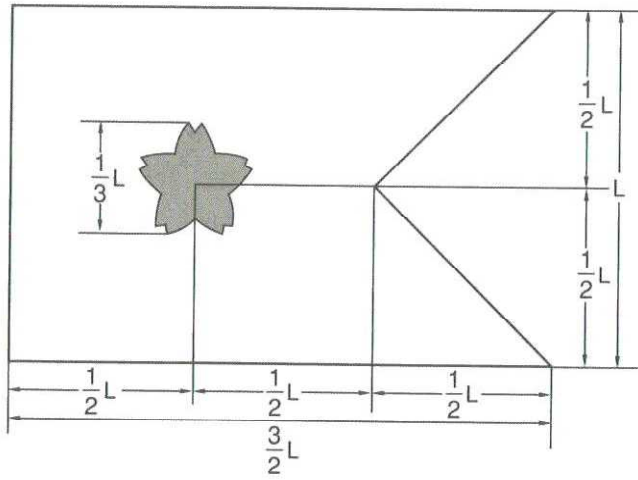
海将補旗



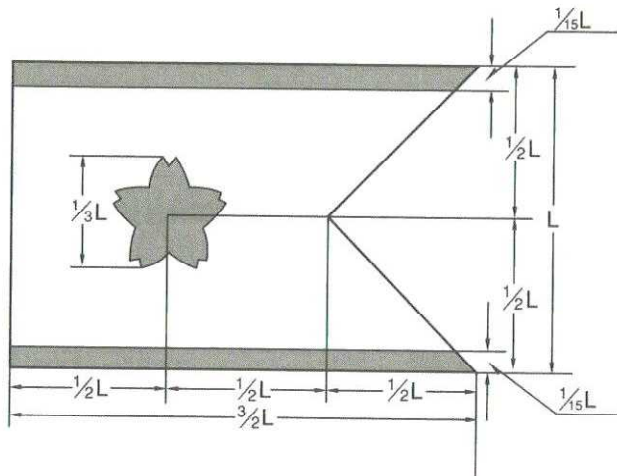
代将旗



隊 司 令 旗 (甲)

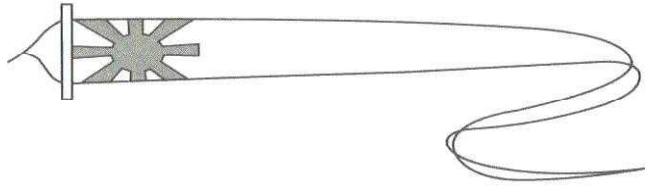


隊 司 令 旗 (乙)

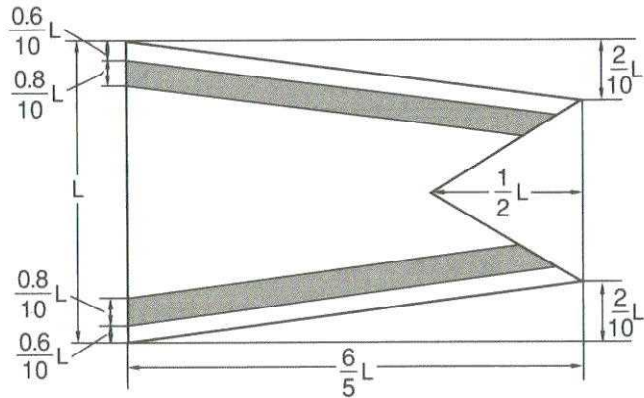


長

旗



先 任 旗



1. 寸法は、長旗を除き旗の縦の辺の長さをLとし、Lに対する倍数によって表わす。
2. 彩色は、地色を白色、アミを施した部分は紅色とし、いかり及びびょう索は青色とする。
3. 長旗の制式は、次のとおりとする。

横は、縦の40倍から90倍、上端に日章及び光線を附する。

光線の横の長さは、縦の2分の1 日章中心は、旗面の中心

日章径は、縦幅の2分の1

光線幅は、11度4分の1

光線間隔は、33度4分の3

光線数は、8線